

## 合併特例債の適用期限延長について

岡山支部提出（高梁市・真庭市・美作市・浅口市）

合併市においては、新市的一体的まちづくりを進めるため、新市建設計画に基づき、合併特例債を最大限活用した事業を計画的に進めているところである。

しかし、3年にわたる新型コロナウイルス感染症による世界経済の停滞や国際情勢、昨今の円安などから建築資材等が高騰しており、今後の建設事業費は大幅に増大することとなり、後年度の財政負担を大きく圧迫することになる。

また、建築資材等の調達困難による工期遅延が予測され、合併特例債の適用期限までの事業完了が困難となることが懸念される。

このような状況は、過去の合併特例債の期限延長が行われた状況に匹敵する不測の事態であり、全国の合併市に現に影響を及ぼしている。

よって、残事業の着実な推進及び事業費の平準化による後年度の財政負担の軽減のため、国においては限定的に合併特例債の適用期限を延長する措置を講ずるよう強く要望する。

## 地方財政への支援について

岡山支部提出（総社市）

新型コロナウイルス感染症は、世界的な広がりを見せ社会、経済を混乱の渦に巻き込み、我が国においても多大な影響をもたらしている。

また、今年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、石油・天然ガス等のエネルギーや小麦に代表される食糧等の供給の動向は、その自給率の低い我が国にとって看過できない問題である。

為替相場における円安が、ガソリン・電気代、あらゆる食料品や日用品の価格高騰にさらに拍車をかけている。中小企業・小規模事業者・農林業従事者などは、物価高騰や円安の影響を受け、苦境におかれている。今後もこの状況が長引けば、地域経済を担っている中小企業等の経営危機は避けられず、国民の安定した生活をも揺るがす事態に陥ることになる。そうなれば、地方自治体の税収減やまちの活力低下等の影響は避けられないものと考える。

以上のことから、ポストコロナの地方の未来を展望し、地方財政の充実に向け、次の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方における感染拡大防止対策及び喫緊の課題である福祉・医療、防災・減災、地域活性化等に取り組むため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金においては、引き続き必要とする額を十分に確保するとともに、適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- 3 地域間の税源偏在性のは正に向けて、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努め、適正・公平な課税の実現に取り組むこと。
- 4 住民の生活を下支えする地方自治体が、機動的かつ細やかな対策が実施できるよう、思い切った地方財政措置を講ずること。

## 子どもの医療費に係る福祉医療費助成の全国一律の 保障制度の創設について

山口支部提出（宇部市）

福祉医療費助成制度は、社会的、経済的に弱い立場にある障害者やひとり親家庭、殊に、子育て家庭にとって安心して子どもを生み育てることができるための経済的支援となり、少子化対策に貢献する重要な子育て支援施策であると考える。

山口県における福祉医療費助成制度として、未就学児を対象とした「乳幼児医療費助成事業」を所得制限及び3歳以上の自己負担を設けて実施しているが、県内各市町では、厳しい財政状況の中、所得制限の撤廃や自己負担の無料化、対象年齢の拡大など、独自に制度拡充に取り組んでいる。

こうした中、令和2年度には、県内全市町が乳幼児医療費助成制度を拡充し、所得に関係なく全ての乳幼児の医療費を全額助成しているところである。

また、近年は、乳幼児に限らず、小学生又は中学生までに医療費助成の対象年齢を拡大する都道府県や市町村も増加しており、こうした、自治体独自の医療費助成制度の拡充は、自治体間競争の激化や地域間格差の拡大につながり、基礎自治体の大きな財政負担となっている現状がある。

本来、子どもに係る医療費助成制度は居住地による格差が生じるべきものではなく、また少子化対策の観点から、国においては、公平に医療給付を受けられるよう、所得制限や自己負担のない、全国一律の保障制度の創設をするよう強く要望する。

## J R ローカル線の維持・確保について

山口支部提出（山陽小野田市）

J R 西日本は、1 km当たりの1日平均乗客数（輸送密度）が2千人未満のローカル線において、優先的にサービスを見直す考えを示しており、県内では、美祢線、小野田線、山口線、山陰線や岩徳線の5路線6区間が該当している。

国の有識者検討会は、危機的な状況にあるローカル線区について、国や沿線自治体、鉄道事業者等が、現状を直視し、危機意識を共有した上で、単なる現状維持ではなく、地域公共交通の再構築を行っていく必要があるとして、国の主体的な関与による沿線自治体と鉄道事業者等との新たな協議の場の創出や、国の制度面・財政面における積極的な支援の必要性を盛り込んだ提言を取りまとめた。これを受け、国では、今後、新たな制度的な枠組みの整備や必要な予算の確保に向けて取り組むこととされている。

こうした中につなぐ役割のある生活路線や新幹線と接続する二次交通としての役割のある路線は、高校生や大学生等をはじめとした地域住民の通学・通勤・通院等の日常生活を支える、欠かすことのできない交通基盤である。

については、今後、国において制度設計や財政支援の検討をする中で、利用促進策・経営支援策等について、沿線自治体の意向に沿った十分な対応が図られるよう強く要望する。

## 地籍調査の円滑な実施について

広島支部提出（大竹市）

我が国においては、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和 26 年に国土調査法が制定された。

国土調査法に基づく地籍調査は、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の確認、測量、面積の測定を行い、現況にあった正確な地図（地籍図）及び台帳（地籍簿）を作成するもので、主に市町村が主体となって行っている。

地籍調査を実施することにより、土地取引の円滑化や登記手続の簡素化、公共事業の効率化、災害復旧の迅速な実施、固定資産税の徴収適正化など、大きなメリットがある一方で、調査に多くの時間と手間が必要なことや調査に要する予算や職員の確保が困難なことなどにより、調査が進んでいない。

こうした状況の中、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、令和 2 年 5 月に第 7 次国土調査事業十箇年計画が閣議決定されたところである。

なお、早くから地籍調査を実施した地方自治体においては、現在の測量精度より低い測量方法で地籍調査を行っているため、登記簿記載の面積が実際と異なっていたり、土地の正確な情報を把握することが困難なケースが生じている。

そのため、地籍調査実施地域の再調査が必要となるが、国からの財政支援等がないため、再調査も進んでいない。

よって、国におかれては、地籍調査を円滑化・迅速化するため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

- 1 地方自治体の地籍調査の推進に必要な財源を確保すること。
- 2 地方自治体の実情を把握し、負担を軽減する手法等を検討すること。
- 3 地籍調査実施地域の再調査についても、必要な財源を確保すること。

## スクールソーシャルワーカー等の専門家を教職員定数とすることを 求めることについて

広島支部提出（広島市）

学校現場では、いじめ・不登校・児童虐待等の深刻な課題を抱える児童生徒への対応、障害のある児童生徒や外国人児童生徒など特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応等、解決すべき課題が山積している。このような複雑かつ多様な課題に対して、学校は、教員だけでなく、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家や関係機関等と密接な連携を図りながら、組織として適切に対応することが必要である。

近年、いじめの認知件数や不登校児童生徒数、児童虐待件数、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は急激に増加しており、こうした課題が複雑に絡み合っていることから、学校には、児童生徒の的確な実態把握に基づく、きめ細かい支援を行うことが求められている。

こうした中、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家の必要性はますます高まっており、教職員の働き方改革の視点からも、専門家の配置拡充は不可欠である。

しかし、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。本市では、現在、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家を会計年度任用職員として任用しており、全国の多くの地方自治体が同様の形態である。学校現場において、ますますその必要性が高まっている中、会計年度任用職員としての位置付けでは、勤務時間や待遇等で正規の教職員とは差があり、業務遂行及び専門性の高い人材を確保するという面から、持続可能な体制の構築は困難であると言わざるを得ず、まずは、こうした専門家を教職員定数として算定することにより、体制の強化を図る必要がある。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、国におかれでは、子どもたちに豊かな教育を保障するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

スクールソーシャルワーカー等の専門家を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けること。

## 脱炭素社会の実現に向けた取組推進について

島根支部提出（出雲市）

国においては、令和3年度に地球温暖化対策推進法が改正され、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指した各種政策が積極的に展開されている。

このような国の取り組みの推進により、島根県内の自治体においては、ゼロカーボンシティ宣言を行うなど脱炭素社会へ向けた機運が高まっており、二酸化炭素排出削減事業を積極的に進めているところである。

また、住民、事業者においても、再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入を中心として取り組みが加速化しつつある。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用をはじめとする地球温暖化対策の推進に資する自治体の取組支援について、下記のとおり要望する。

### 記

- 1 地域のあらゆる関係機関が、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素化の実現を目指す仕組みが必要である。そのために、関係機関に対し各自治体による支援・補助できるような制度を構築し、あわせて財源措置を行うこと。
- 2 公共施設への再生可能エネルギーの導入と省エネルギー設備の設置に対して、十分な財政措置を行うこと。
- 3 温室効果ガス削減のための補助制度については、自治体や事業者が取り組み易いものとなるように、補助要件を緩和するなど必要な対策を講じること。
- 4 再生可能エネルギー設備について、法定耐用年数経過後の積極的更新を促すため、リプレイス（設備更新）にかかる撤去や廃棄費用について財政支援を行うこと。
- 5 再生可能エネルギーについて、発電した電気を送電するために必要となる地域の系統接続量に限りがあることが導入の障害となっており、送電線の容量不足を補うために事業者が行う工事費等に対し、国において支援すること。

## 地方鉄道の維持確保について

島根支部提出（雲南市）

国土交通省は、ローカル鉄道路線の見直しを検討するため、有識者による「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」を本年2月14日に立ち上げ、7月25日に開催された第5回目の会合において、地方鉄道の再構築に関する提言をまとめた。

提言では、国鉄改革時は都市路線や新幹線等の収益により、不採算路線等を維持してきたが、人口減少やマイカーへの移転等に伴う利用客の大幅な減少により、鉄道の特性である大量輸送が発揮できない状況であることが示された。

また、今後の方向性として、JR各社は、利用者が大幅に減少し、危機的状況にある線区については、鉄道事業者と沿線自治体が相互に協働して必要な対策に取り組むことが急務であり、国は、状況が厳しく、広域的調整が必要な線区については、新たな協議の場を設置し、運賃の値上げ等による鉄道の維持、バス等への転換を検討する必要があるとの認識を示した。

地方で生活していく上で「均衡な国土の発展・維持」や「移動手段の確保」は必要不可欠であり、「ローカル線の廃止」は、地方の過疎化に拍車をかける事が懸念される。

もとより、国民の共有財産である鉄道の存否については、沿線自治体をはじめ関係自治体の意向が最大限尊重される必要がある。国においては、「地方創生」具現化のためにも積極的な「地方ローカル線存続」と「活用」に向けた政策が展開されるべきと考える。

よって、地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることから、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行鉄道事業法制度の抜本的な見直しはもとより、JRを含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化に向け、国として経営支援の充実強化を図ることを強く要望する。

## 水道施設の更新等に対する国からの財政支援の強化について

鳥取支部提出（鳥取市）

水道は、国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできない重要なライフラインであり、国や地方公共団体は、安心・安全な水を供給するため、施設の保持や事業基盤の強化を図るため必要な施策を講じていく責務がある。

しかし、現在、水道事業は、人口減少による料金収入の減少、高度経済成長期以降に整備された水道管等水道施設の老朽化、大規模な災害の発生に備えた耐震化といった課題に直面しており、事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

本市では、これらの状況を踏まえ、経営の効率化、健全化に努めるとともに、平成30年4月に水道料金の見直しを行ってはいるものの、安定給水や災害対策のため実施している施設の更新及び耐震化にかかる事業費は莫大なものであり、今後も厳しい経営状況が続くことが想定される。

よって、国においては、水道事業の経営基盤の強化、耐震化を推進するため、下記の事項について対策を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 国土強靭化に資するため、水道施設の老朽化及び耐震化対策に要する財政支援を強化すること。
- 2 統合した簡易水道施設の整備事業に対する現行の補助制度の交付率を引き上げるとともに、施設を効率的に管理するための統廃合整備、それに伴い廃止する施設の撤去費用への国の財政支援を拡充すること。

## 次期国保総合システムの更改に対する財政支援について

鳥取支部提出（米子市・境港市）

国保総合システムは、国保中央会及び国保連合会が開発運用しており、国民健康保険制度等の基盤を支える極めて公共性の高いインフラであるが、機器の保守期限が到来するため、令和6年4月から新システムに移行することとなっている。

新たなシステムは、クラウド化や社会保険診療報酬支払基金とのレセプト受付領域の共同化及び審査支払基準の統一化などを行う仕様であり、大規模なシステム改修が必要となることから、更改に係る経費が通常に比べ多額となる。

よって、このシステムの更改は国保中央会及び国保連合会が保有する財源を全額充てても不足する財源については、その全額を国庫補助要求することとしており、令和4年度の不足分については満額措置されたところであるが、令和5年度も財源不足が生じる見込みである。

この不足財源を市町村等保険者へ転嫁すれば、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が減少傾向である状況にもかかわらず、審査支払手数料の引き上げなどで費用負担が増し、脆弱な国保財政への影響が懸念される。

以上のことから、国の意向を踏まえ実施する国保総合システムの次期更改に係る費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、また、持続可能かつ安定的な国保制度の堅持のためにも、国の責任において十分な財政支援措置を講じるよう強く要望する。